

令和元年度対がん戦略部会がん登録推進専門委員会審議結果

- 1 開催日時 令和元年 12 月 24 日（火） 10 時 30 分～11 時 10 分
- 2 開催場所 兵庫県庁 1 号館 1 階 A 会議室
- 3 出席委員 吉村委員長、去来川委員、太城委員、丸山委員、
西脇委員代理（西村委員代理）
（委員 8 名中 5 名の出席があり、委員会の成立要件を充足）
- 4 事務局 山下健康福祉部参事兼疾病対策課長 他

5 審議内容

匿名化が行われた兵庫県がん情報の提供申請

標記 1 件の申請について、任意の組み合わせにより、特定の個人を識別できないよう留意しつつ、市町別・医療圏域別 10 件未満のがん種別罹患者数を含め、提供することが妥当である旨、結論を得た。

提供先：公益財団法人 兵庫県健康財団

がん登録情報の利用・提供について

1 背景

全国がん登録制度(H28～)において、病院等の管理者が、原発性のがんについて、都道府県知事に届け出た情報は、手続きを踏まえることにより、国、都道府県、市町村において、がん対策の企画立案や調査研究を行うために利用することが可能であるとともに、病院等へのがん患者に関する登録情報の提供、一般のがんに関する研究者への提供も可能となっている(H31.1～)。

2 本県の現状

平成30年11月の当委員会での議論をふまえ、県がん情報提供事務処理要綱、県がん情報利用規約、県がん情報提供審査基準を制定し、本年より県がん情報提供に係る受付けを行っている。

先般、本県がん登録業務委託先である公益財団法人兵庫県健康財団より本県がん情報の利用に関する申請があった(12月24日時点で申請は本件のみ)。

3 申請内容

匿名化が行われた兵庫県がん情報（資料3参照）

4 審査の流れ

(1) 形式の点検

事務処理要綱第8の1に基づき、事務局で確認した所、特に問題は認められなかった（資料4参照）。

(2) 内容の審査

事務処理要綱第8の4に基づき、資料5により審査する。

【審査における論点】

- ・圏域(保健所)単位及び市町村単位で、集計値が10件未満の提供の可否

全国がん登録に係る兵庫県がん情報利用規約

12(3) 利用者は、以下の各号その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町又は病院等の個別の了承がある場合又は、専門委員会が特に認める場合はこの限りではない。

- ② がん種別、年齢別、市町別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
- ③ 特定の市町に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。

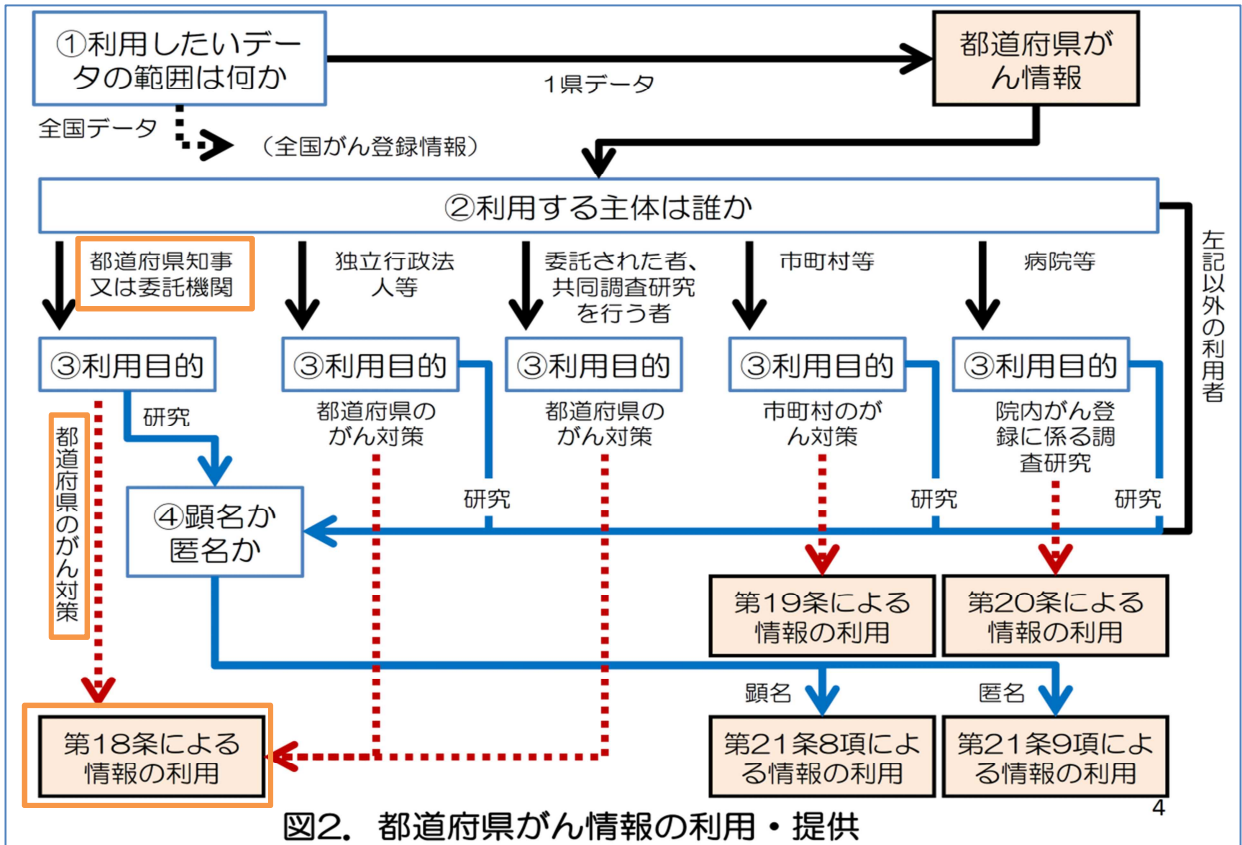


図2. 都道府県がん情報の利用・提供

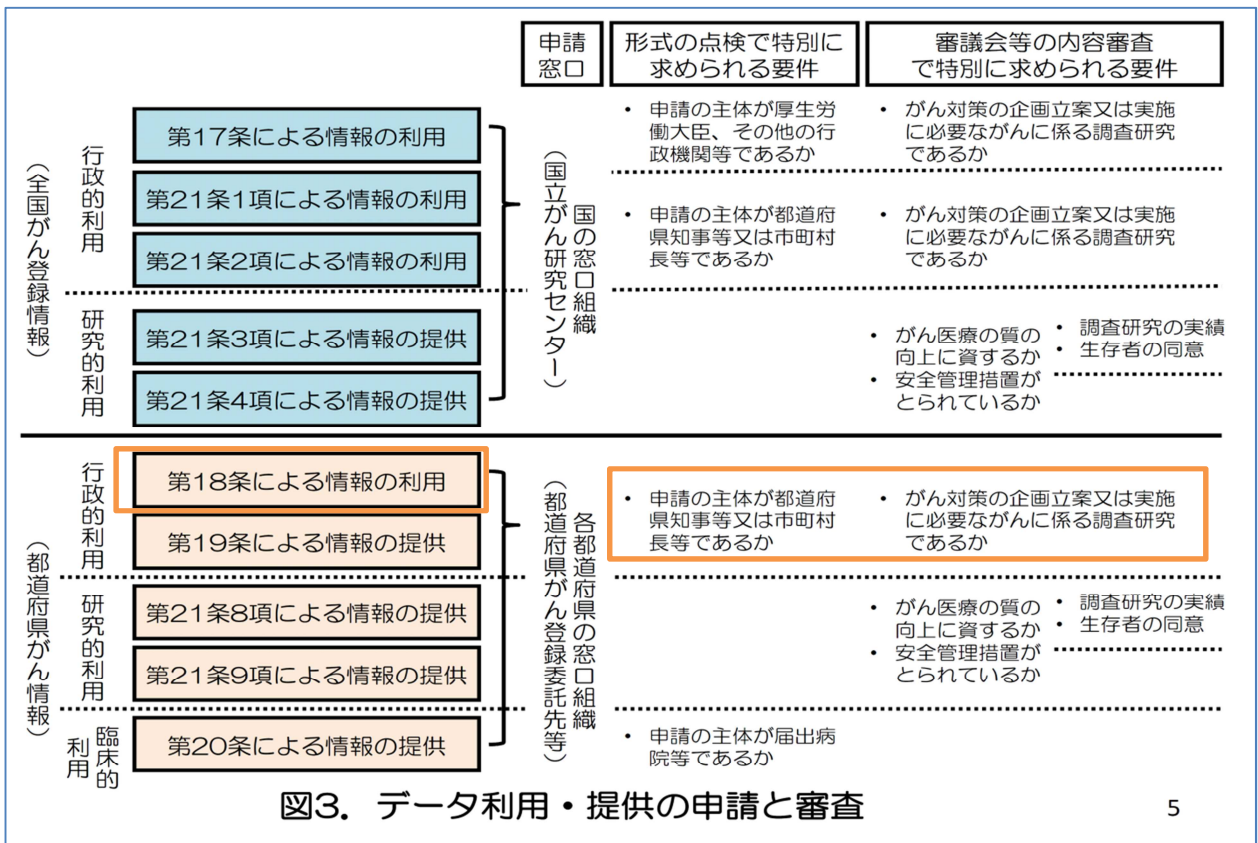


図3. データ利用・提供の申請と審査

(平成 30 年 3 月 15 日厚生科学審議会 参考資料 3 より抜粋)

参考

答申 第 1 号
令和元年 12 月 24 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県健康づくり審議会対がん戦略部会
がん登録推進専門委員会
委員長 吉村 雅裕

匿名化が行われた兵庫県がん情報の提供について（答申）

令和元年 12 月 24 日付け諮問第 106 号で諮問のあった標記のことについては、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった匿名化が行われた兵庫県がん情報を公益財団法人兵庫県健康財団に提供することについては、適当と認めます。

なお、がん対策の企画立案やがん対策の評価に活用する観点から、「全国がん登録に係る兵庫県がん情報利用規約」12 の(3)の規定に基づき、本委員会は、同規約 12 の(3)の②の措置を求めないこととします。

ただし、同規約 12 の(3)の①の措置については、特段の配慮を求めることとします。

また、「全国がん登録に係る兵庫県がん情報提供事務処理要綱」第 8 の 4 の規定に基づき、次の書類を添付します。

<添付書類>

「兵庫県がん情報に係る審査内容（審査実施日：令和元年 12 月 24 日）」 1 部

兵庫県がん情報提供に係る審査内容

審査実施日 令和元年 1 2 月 2 4 日

兵庫県健康づくり審議会対がん戦略部会
がん登録推進専門委員会

- 1 提供依頼申出者 公益財団法人兵庫県健康財団
 2 希望する情報 兵庫県がん情報 ・ 匿名化が行われた兵庫県がん情報
 3 審査内容

審査事項	審査の方向性	チェック	備考
1 情報の利用目的及び必要性	法の趣旨及び目的に沿ったものであるか。(がん医療の質の向上、国民に対するがんに係る情報の提供の充実又は科学的知見に基づくがん対策の実施に資する研究か等)	✓	
2 情報提供に関する同意	法第 21 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、同意について必要な措置がとられているか。	—	
3 情報を利用する者の範囲	全ての利用者の役割が明確かつ妥当で、不要な者が含まれていないか。	✓	
	法第 21 条第 8 項の規定に基づく申出の場合、提供依頼申出者のがんに係る調査研究の実績が十分か。	—	
	調査研究の一部を委託する場合、その内容及び必要性が合理的か。	—	
4 利用する情報の範囲	利用する情報の範囲が、調査研究の目的とする成果を得るために妥当で、不要な情報が含まれていないか。	✓	
5 利用する登録情報及び調査研究方法	提供可能な情報であるか。	✓	
	利用する情報及び調査研究方法が、目的、調査研究の内容から判断して妥当かつ必要な限度であるか。	✓	
	情報の利用に合理性があり、他の情報では調査研究目的が達成できないものであるか。	✓	
	調査研究の目的が、特定の個人、特定の病院等、特定の市町の識別を目的とするものではないこと。	✓	
6 利用期間	調査研究内容から見て、整合的かつ必要な限度か。	✓	
7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
8 調査研究成果の公表方法及び公表時期	調査研究方法と調査研究成果の公表方法及び公表時期が整合的であるか。	✓	
	提供を受ける情報をそのまま公表する内容ではないこと。	—	
9 情報の利用後の処置	利用者の安全管理措置に示された措置が全て講じられているか。	✓	
10 その他			

全国がん登録に係る兵庫県がん情報利用規約（抜粋）

平成31年1月11日
兵庫県知事

12 成果の公表

- (1) 利用者は、情報を利用した成果を、申出文書に記載した予定時期までに公表するものとする。
- (2) 利用者は、公表予定の内容について、公表前に知事に報告する。特に、以下の場合は、報告時期について留意するものとする。
 - ① 論文への公表予定の場合
投稿前に報告する。なお、投稿後の査読等によって、投稿前に報告した公表内容に修正を要する場合には、公表前に再度報告する。
 - ② 学会又は研究会等への公表予定の場合
学会又は研究会等の発表前に、抄録を報告する。また、発表終了後は速やかに発表資料について報告する。
- (3) 利用者は、以下の各号その他の適切な措置を講じることで、公表される調査研究の成果によって、特定の個人又は病院等が第三者に識別されないようにするものとする。ただし、個人の同意、市町又は病院等の個別の了承がある場合又は、専門委員会が特に認める場合はこの限りではない。
 - ① 提供を応諾された登録情報等及びその任意の組み合わせによる集計値から特定の個人を識別できる場合は公表しないこと。
 - ② がん種別、年齢別、市町別、病院等別の単体又は他の登録情報と組み合わせによる集計値が、1件以上10件未満の場合は、原則として秘匿とすること。
 - ③ 特定の市町に1の病院等であって、その属性を有する集計値が1の場合、隣接する市町に含めることで、その属性を有する集計値が1とならないように公表すること。
 - ④ 公表を予定する表及び2以上の表の組み合わせから、減算その他の計算手法によって特定の個人が識別できないようにすること。
 - ⑤ 他の公表値と組み合わせて利用した場合に、秘密の暴露となるデータがないこと。
- (4) 公表に際して、利用者は、法に基づき情報の提供を受け、独自に作成・加工した資料等である旨を明記するものとする。
- (5) 申出文書に記載した予定時期までに公表できない場合は、知事に申出文書を提出することにより、その理由及びその時点にける成果を報告するものとし、知事が必要と認めた場合、公表に係る期間を延長できるものとする。なお、公表に係る期間の延長は申出文書に記載した利用期間の末日から、原則最大1年間を限度とする。
- (6) 申出文書に記載した成果の公表がすべて終了した後、3ヶ月以内に実績報告書により知事へ利用実績を報告するものとする。